

令和2年涌谷町議会定例会12月会議第2回（第1日）

令和2年12月21日（月曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 行政報告

1. 議案第86号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）

1. 休会について

1. 散 会

午後1時30分開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課参事兼課長	渡辺 信明 君	総務課参事兼新型コロナウイルス感染症対策室長	今野 博行 君
企画財政課参事兼課長	高橋 貢 君	町民医療福祉センター長	大友 和夫 君
町民医療福祉センター病院事務長	吉名 正彦 君	町民医療福祉センター総務管理課長	紺野 哲 君
農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長	熊谷 健一 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開会の宣告

(午後1時30分)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、お忙しいところ、大変ご苦勞さまでございます。

本日の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

本日12月21日は休会の日ですが、議事の都合により、令和2年涌谷町議会定例会を再開し、12月第2回会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会規則第118条の規定により議長において、5番佐々木みさ子君、6番稲葉 定君を指名いたします。



◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

12月第2回会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、12月第2回会議の日程は、本日1日と決しました。



◎行政報告

○議長（後藤洋一君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 本日の議会、大変ご苦労さまでございます。

本来であれば、1回で済むことをご迷惑をかけました。大変申し訳なく思っております。と同時に、御礼を申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

涌谷町老人保健施設介護員の新型コロナウイルス感染につきましてご報告を申し上げます。

先日の12月14日に、本町の老人保健施設に勤務する介護員が、新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。老健施設の職員が感染しましたことから、すぐに施設利用者の皆様に状況をお伝えし、体調を確認するとともに、保健所の指示によりその日のうちに施設の消毒を実施し、利用制限を行うなど感染の拡大防止策を講じたところでございます。

また、翌15日には新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、今後の対応について協議し、町のホームページへの掲載及び報道機関への公表を行っております。

さらには、関係する施設職員及び入所者の皆様に対し、保健所が行政検査としてPCR検査を実施しましたところ、12月18日に全員陰性との結果が報告されたところでございます。

詳細につきましては、後ほど総務管理課長から説明いたさせますので、私からの報告は以上とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、説明いたします。資料については行政報告の右側に対策本部からの通知を載せておりますので、こちらのほうもご覧ください。こちらは報道機関に向けて提示したものでございます。

涌谷町老人保健施設に勤務する介護員がPCR検査の対象となりまして、12月12日に検査を受け12月14日に陽性の結果が報告されたものでございます。

介護員は12月12日から出勤しておりません。

老人保健施設の対応としましては、感染の報告を受けすぐに施設の利用制限を実施しております。

3として記入しておりますが、制限の内容としましては、通所サービスの中止、新規入所受入れの中止が主なもので、休止期間は12月27日曜日までとしております。

面会の禁止については、以前から実施しておりましたが、引き続き継続いたします。

施設の消毒作業につきましては、介護員の感染が確認された14日のうちに作業を始めまして、15日にも実施し、消毒作業は完了しております。

施設入所者及び職員に対しましては、大崎保健所の指示によりまして行政検査を実施したところ、12月18日に全員陰性との結果が報告されております。

さらに、老人保健施設としまして安心して利用していただくために、施設の入所者及び職員等に関し行政検査以外にもPCR検査を実施いたし、陰性の確認をしておるところでございます。

行政検査以外の検査については、感染拡大防止としまして高齢者施設で陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従業員の全員に対し検査を実施するようとする国からの要請通知に基づく検査でございます。

施設利用制限についてあと少し期間がございます。継続しますので、施設を利用されている皆様、そのご家族をはじめ町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いし、報告といたします。終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 6 分

再開 午後 1 時 4 0 分

〔出席議員数 1 3 名〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で行政報告は終了いたしました。

◇

◎議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第 4、議案第 86 号 令和 2 年度涌谷町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第 86 号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 296 万 8, 000 円を増額し、総額を 97 億 5, 339 万円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、衛生費におきまして農林業系汚染廃棄物処理に係る防風壁設置工事等の費用について増額をいたそうとするものでございます。

歳入につきましては、事業の財源となる国庫補助金等を増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 説明につきましては歳出からご説明いたしますので、予算書 8 ページ、9 ページをお開き願います。

4 款衛生費 1 項 5 目細目 1 放射能汚染廃棄物対策経費 296 万 8, 000 円増額ですが、10 月会議で予算をお認めいただきました農林業系汚染廃棄物処理に係る防風壁設置工事と前処理仮設ユニットハウス設置工事の 2 件の工事費の増額でございます。

この 2 件の工事につきましては、去る 11 月 27 日に指名競争入札を実施したところ、入札が不調となりました。

防風壁設置工事につきましては、町内 7 社を指名したところ、6 社が辞退し、1 社は入札金額が予定価格を上回ったため落札できなかったものです。

この原因を調査しましたところ、町のほうで予算計上や工事の発注をするために工事価格を積算するわけですが、その際に積算単価を誤り買取りの単価で積算すべきところを、リースの単価で積算をしてしまい、予定価格が低くなってしまったためでございます。大変申し訳ございませんでした。

また、前処理仮設ユニットハウス設置工事につきましては、町内4社を指名したところ、4社とも辞退となったものでございます。

こちらも原因を調査するため辞退した業者に理由を聞いたところ、忙しくて積算できなかったので入札を辞退したところや工期が短いために辞退したとのことでした。

なお、入札後にユニットハウス設置工事の積算内容を見直ししたところ、こちらの工事につきましては、工事価格の積算のための見積りを建築業者でなくユニットハウスのメーカーに依頼して積算したことから、建築業者に発注する積算基準価格より低くなっていたことが判明したものでございます。

以上のような状況だったことから、この2件の工事につきまして入札不調の原因調査後に町内業者に見積りを依頼し、積算価格を精査しましたところ、現在の予算額では不足することから増額補正をお願いするものでございます。

防風壁設置工事では、171万6,000円の増額、前処理ユニットハウス設置工事で125万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入でございます。6ページ、7ページにお戻り願います。

12款地方交付税148万4,000円の増額、16款国庫支出金148万4,000円の増額ですが、歳出の事業費296万8,000円につきまして、2分の1が国庫補助金、残り2分の1は震災復興特別交付税が見込まれるものでございます。

なお、焼却開始予定につきましては、入札不調及び工期の延長などから10月会議でご説明しました来年1月12日からの開始予定が2カ月近く遅れ3月8日からの予定となる見込みでございます。焼却予定量につきましては令和2年度内、22.7トンの予定でしたが、半分以下の10.8トンの処理となる見込みでございます。以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。6番。

○6番（稲葉 定君） この間、全員協議会でいろいろ細かく説明を受けたんですけども、仮設ユニットハウスなんですけども、これは密閉空間を造って作業をしなきゃいけないということはこの間、お話というか、説明を受けたんですけども、その際に換気扇造るとかって、換気扇のグレード、ハウスのグレードもあるんですけども、そういった質問をしたんですけどもその後、検討ということだったんですけども、検討とか問い合わせはしたんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） まず、換気扇の件でございますが、換気扇は普通の換気扇といいますか、普通の家庭にあるような換気扇でございます。それで、8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、通常の一般ごみと同様の処理が可能であり、安全性については、国が指定廃棄物の指定基準を定める過程において通常の処理方法によって安全に処理できるということを既に確認しておりますので、また換気扇のそのような使用につきましても環境省のほうと協議しまして大丈夫だというお話でございます。以上

です。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 安全性だけど、それは外部の問題だと思うんだけど、中で作業する人は、当然、じんかいとか、そういったことを吸い込むおそれが多分にあるんだけど、その安全性は保たれているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 作業員の件でございますが、8,000ベクレル以下でありますので通常の廃棄物と同様に防護服、それからマスク、手袋等を着用するなどして、入念に労働環境の安全を確保することによって作業員の被曝は回避できるものと考えております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 3つほどお聞きしますが、大崎地域広域行政事務組合の今回東部クリーンセンターで焼却するというところでしょけれども、そもそも一般廃棄物と放射能を帯びた廃棄物を焼却することはできなかったと私は認識しておりますけれども、震災の特措法で一般ごみとしてということをお聞きしたけれども、本来は大崎広域でクリーンセンターでは焼却できないのではなかったのかなと思っているんですけども、これが1点目。

防護壁なんですけど、隣というか、クリーンセンターの美里の分の防護壁、焼却始まったようなんですけども、ああいう形になるんだと思うんだけど、ああいう形で防風、風をよけるための施設だと思うんですけど、ああいった形で果たして風よけ大丈夫なのかと思いますし、あと、先ほど前処理仮設ユニットハウス、これに関してもその必要性は説明されておりましたけれども、この必要性をお聞きしたい。

焼却が7年間の計画でありますけれども、その7年間にこだわる必要はあるのかなと。もともとスタートがまちまちなのに7年間ということは、果たして何か理由があるのかなと思ってお聞きしますが、この3点、よろしくお願いします。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） まず、大崎東部クリーンセンターで焼却はできないのかということですが、こちらにつきましては、一般ごみと同様ということですので混焼、一般ごみと汚染廃棄物が混焼できるという県のほうとか、あと大崎1市2町、大崎市、美里町、涌谷町、大崎広域で協議しましてそちらで混焼するというように決定しております。

それから、防護壁につきましては、形は美里町とすっかり同じものでございます。高さもすっかり同じで、風のほうが高さ3メートルありますのでこれで十分防げると考えております。

それから、仮設ユニットハウスの必要性でございますが、こちらにつきましては、あくまでも仮設ですので前処理施設の本テントを令和3年度に建設する予定ですので、それまでの暫定期間、こちらの仮設ユニットハウスで前処理業務、裁断、袋詰め等を行うために必要と考えております。

それから、7年間にこだわるということなんですけど、こちらは大崎広域と協議しておまして、1市2町で協議しておまして、7年間で全部焼却を終える計画となっております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 一般廃棄物に関しては異例だと思うんですね。本来、規定には放射能を帯びたものは燃や

せないというのが焼却のものでありましたから、余りあり得ないんだけども、一般ごみの中に放射能を帯びたものが混入している、クリーンセンターに搬入するということが現実には起きれば、これは燃やせないというのは当然だと思うんです。その点、家庭から出た、業者からもそうですけども、この農林系汚染廃棄物でないものを広域で燃やす場合は、それが可能なかどうか、さっきの1点目です。

2点目、ユニットハウスの必要性、あと防護壁もそうなんですけれども、防護壁は次年度もそのまま使うと思うんですけども、仮設ユニットハウスは次年度は別な本テント、先ほどの説明だと本テントを造るということでしたけども、現在、仮設ユニットで次年度もそのまま、前回の説明ではそれを事務所に使うという話もしていましたけれども、もともと事務所ないんだからそのまま、仮設ユニットで次年度も利用してしまえば、何の不自由もなくて新たな予算を組まなくてもいいんでないかなと思うんですけども、これが2点目。

そして、7年間の話ですが、先ほど言ったように、スタートがずれている、計画が既にずれているのであるから、私は大崎市の計画、大崎市が中心となる焼却計画だと思うんです。涌谷町、美里町もそうなんですけども、そんなに大崎市に比べれば少ないトン数で焼却するわけですから、7年かかることはないんだけど計算からすると、7年までいかないで焼却を終えるんじゃないかと思うんですけど、わざわざ7年間って、もともとは全県一斉で焼却するというのは最初の方針でしたけど、それができないということでそれぞれ地域によって個別に焼却するというふうな話になってそういう計画をつくったんでしょうけど、そこにわざわざ涌谷町もそれに乗る必要はないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） まず、この放射能の混じったごみが一般ごみと混焼できないとあって先ほどのご質問もありましたが、こちら県の方針で400ベクレルから8,000ベクレル以下につきましては一般ごみと混焼することが可能だということで、そういう方針に決定しているということで聞いております。

ユニットハウスにつきましては、次年度も利用、確かに利用すればいいんですが、やはり使い勝手が悪いといえますか、効率が悪くなりますので、やはり大きなテントを建てましてそこで作業員が入って、中に機械も入って作業したほうがかなり効率よく作業できますので、あくまでもユニットハウスにつきましては暫定的なものと考えております。

それから、7年間ということですが、確かに涌谷町は焼却処理、遅れておりますが、大崎市につきましては今年の7月15日、美里町につきましては12月9日から始まっておりますので、涌谷町が遅れている分を大崎市とか美里町で最初に焼却していただいておりますので、この7年間という、総量は変わりませんので7年間で今の見込みで大丈夫だと考えております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 1点目の家庭のごみの放射能を帯びたものは燃やせるのかと聞いたんですが、再度聞きます。お答えになりませんでしたので、燃やせるのか。

そしてまた、ユニットハウスもですけど防護壁、その他も含めましてですが、たとえ7年間過ぎてその涌谷町のものをその焼却が終わってからそのものはどうするのか、例えばユニットハウスはどうするのかですね、それを最後に聞きます。

7年間は余りこだわっても何かごたごたになりますので、余り明確なお答えじゃなかったの、この2つ、お聞きします。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 農林業系汚染廃棄物の8,000ベクレル以下につきましては、特措法で一般のごみと同じだとみなすということになっておりますので、家庭ごみと一緒に燃やして構わないと考えております。

それから、ユニットハウスにつきましては、7年間使用後につきましては撤去となります。以上です。

○議長（後藤洋一君） 3回目ですが。（「家庭ごみはどうするんだ」の声あり）許可しますから。

○9番（杉浦謙一君） 答えていないんですけど、農林系汚染廃棄物じゃなくて家庭で出た、例えば企業とか産業、そして、家庭で出た放射能のごみはどうするのか。それは燃やせるのかということをお聞きしたのですが、お答えにならなかったの、4回目です。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 普通の家庭ごみに放射能が混じていた場合は、こちらは燃やせないと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 農林業系の汚染廃棄物につきましては当初予算から計上されておったものでありまして、6月会議前に常任委員会と全協があって、その際は美里町と共同で処理をするんだという説明がございました。その際に、隣の自治体と別なので町長は知っているのかというようなことを問うたわけですけども、その際には、町長はまだ知らないんだというような回答があって、そういう隣町との協議は必要なので、町長が知らない予算は計上できないんじゃないかという意見をしたわけですが、その結果、10月21日に今度は美里町と涌谷町でほぼ同じものを造って処理をするという案の予算が出てきたことは、皆さん、ご承知のことと思います。

そこで、美里町との共同処理の際になぜ共同処理を継続するようなことにならなかったのか、その辺の説明がなかったと思うんですけども、今後のこともありますので費用の負担割合等も内容的にはございましたけれども、そのようなことも含めて原因といいますか、別々に処理するということになった経緯をお伺いしておきます。

次に、美里町とほぼ同じような建物であるわけですけども、なぜ美里町では予算も取って建築も終わっているわけですので、そういう情報なりそういうものを得られなかったのか。得られていれば、このような予算の計上にならなかったのではないかと思うんですけども、その辺の経緯をお伺いしておきます。

それから、これも同じような内容になりますけれども、内容的には1,500万円程度の工事費でございますけれども、その中にはほとんど出来合いといいますか、そういうものを設置したりするようなことで、そんなに工事的には難しい内容のものではないと思うんですけども、そういう工事の内容においてこのように何回も補正するような結果になったのは、これはちょっと内部的な事務処理が私はちょっとおかしいのではないかなと思うこともございます。その要因として人員が不足なのか、それとも何か特別にハプニングが起きて遅れたものなのか、そういう理由があるんだろうと思いますけれども、そういうところもお聞きしておきたいと思います。

最後になりますけれども、収集運搬の委託料が減額になっていないんですけども、10月の説明では、1月か

ら運搬と処理する予定のようだったんですが、3月8日からになるということであれば、その運搬業務も減額せざるを得ないんじゃないかと思うんですが、その辺をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 4番、全部で4点でよろしいですか。

農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） まずは、美里町との連携の件でございますが、最初は美里町と共同処理ということで進めておったわけでございますが、それと協議しているうちにいろいろな課題が出てきまして、結局共同処理はできなくなってしまったものでございます。

例えば事務の委託の関係でございますが、最初は運搬とか裁断処理の前処理でございますが、こちらを美里町で一括契約して涌谷町の分のも一括契約して行おうとしましたが、それが地方自治法252条の14の事務の委託に該当しまして、そちらができないということになりました。

それから、前処理施設や裁断機をこちらは逆に涌谷町で美里町の分をとるか、1つの建物を建てるわけですから涌谷町で契約行為をしようとしたら、それにつきまして後で負担金を求めることになるわけですが、そちらについても地方自治法の第228条で難しいということになりまして、なかなかこの課題を解決することができず時間が経過してしまいまして、そして、8月になりまして1市2町の首長会議が行われまして、これでは進まないということで涌谷、美里は単独でそれぞれ処理をしていこうということを決めて今進んでいるところでございます。

それから、美里町との情報共有がなされていなかったということでございますが、情報につきましては、お互いに協議して進めてまいりました。ただ、ちょっと補正の時期がずれましたのは、その辺、それぞれの町の考え方がありまして、あと入札を進める方の日程とか時期がずれていましたので、こういうふうに予算計上もずれてしまったものでございます。

当初予算で計上しましてさらに6月議会でも計上しようとしたんですが、これが予算取り下げになりまして、そして、次に10月で補正予算をお願いしまして、さらに今回また補正ということで何回も補正するわけでございますが、こちらにつきましてはこちらの積算のミスとかありましたので大変申し訳なく思っております。

それから、収集運搬が減額になっていないということでございますが、こちらにつきまして最初は1月8日から前処理とか収集運搬をする予定でございましたが、今回入札不調になりまして3月8日からになりますので、この分につきましては全部が全部じゃないんですけども運搬とかは普通に行ってまいりますので、ただ、焼却炉が少なくなりますのでその分は減額にはなると思いますが、まだその辺まで精査しておりませんので、それにつきましては3月補正か専決補正で減額する予定でございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 共同処理の件でいろいろと法的に問題があったというような説明でしたけれども、当初からそういう共同処理をしていくために検討してきたんだと思うし、だめな項目が出たときに、何か県とかそういうところの意見とかも聞きながら進めるべきだったのではないかなと思うんですが、できないからすぐ諦めたような節にも取られかねないんですけど、その辺はどうだったのかももう一度お伺いします。といいますのは、やはりこれは同じような建物を2棟建てて同じ処理をするのに、2つに分かれてするより1カ所で非常に効率的な事業ができると思うんですが、その辺も考えたときにはその辺が妥当だったと私は思うんですが、そ

の辺、もう一度、過ぎたことではありますけどもお伺いしておきます。

それから、工事費ですけれども、これは積算。（「既に可決になった質疑ですので」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 質問をお願いします。

○4番（佐々木敏雄君） 工事費ですけれども、美里町の情報はいただいていたと言うんですけれども、果たして美里町で幾らで入札なり予算措置されたものか、その辺は知っているかどうか、その辺をお伺いしておきます。

それから、委託費については、今後、1月からのやつが3月だけで処理できるかどうかというところはありませんけれども、できるだけ農家の負担にならないように早めに収集していただければ農家の方もありがたく思うのではないかと思いますので、4番は了解いたしました。とりあえず。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 共同処理、2棟の建物を建てるより1棟の建物で処理したほうがよろしいという、それは全くそのとおりでございます。そういうふうにして当初は進めようと思いましたが、結果的にはできなかったこととありますが、県とも市町村課と放射性廃棄物の担当課とその辺は協議しまして、やはりこれは難しいということになったものでございます。

それから、工事費も入札情報でございますが、いろいろ情報収集はしていたんですが、例えば防護壁なんですけど、こちら最初10月に予算計上した金額なんですけど、実は防護壁の予算計上が美里町と同額を計上しているわけでございますが、ただ、違ってしまったのが、美里町はリースでやっていたというのがこちらで情報が漏れていまして、涌谷町としましてはリースでなく買取りでやろうとしていたんですが、その辺がちょっと情報交換がうまくいっていなかったと思われまして。

それから、委託費の減額でございますが、議員さんおっしゃるとおり、農家の負担を軽減するために、早く稲わら等を運搬しましてこちらの保管テントのほうに保管をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 情報ということで、美里町は当然、6月に補正して9月に予算計上して入札という結果だと思うんですけれども、なぜ涌谷では8月に首長会議をして、それから9月に補正できなかったのか。もし9月に美里町と一緒に予算計上をしていけば、同時にスタートできたのではないかと思うわけですが、その辺はいろいろあったとはいうものの、できなかった理由というのはいま一つ分からないんですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 最後ですね。農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 美里町につきましては6月に補正計上しましてその後、12月にも補正しております。

それであと、8月に首長会議があつて9月になぜできなかったということですが、その辺は環境省とのやり取りもありましてそちらのほうの決定が出ないと予算も組めないものですから、その辺で時間を要してしまったものでございます。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。1番。

○1番（黒澤 朗君） すみませんでした。

今回の工事なんですけども、11月27日に不調になったということで、この年度内の処理には絶対ミスできない

感じになっていると思うので、この2工事を一括発注してはいかがかと思われるのですが、同じ敷地内でやるのですから2つに分けないで一括で入札とかは考えていないですか。質問します。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） その辺、一括発注も考えたわけですが、環境省のほうと協議しまして、環境省の指示では別々に発注しなさいということです。なぜなら、あちらの言い分では、別々に発注したほうが安くなるのではないかと、そういう考えを持っているようでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 1番。

○1番（黒澤 朗君） ぜひとも入札がうまくいきまして、3月8日からの処理が始まるように願っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 3月8日から始められるように努力していきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番、賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）9番。（「反対です」の声あり）6番。（「反対です」の声あり）では、6番から反対討論をお願いします。

○6番（稲葉 定君） 前にも申し上げたんですけれども、環境省が説明する安全というのは根拠がないです。今日も担当課長はそこまで数字を出して説明できないのかなと思って突っ込みは入れなかったんですけども、安全ですという言葉だけでそれで安全なのかということは信用できません。

外部にも当然、じんかいも出るし、内部で作業員が行うときでもマスクとかしても体内に吸い込む可能性っていっぱいあるわけで、本当に安全かどうかは、その作業員が死ぬまでの結果を見なければ分からないわけ。低線量被曝はそういうものなので、福一の事故の痕を私、見てきたんですけども、環境省がいろいろ除染とか仕事をしているんですけど、その仕事ぶりを見ると、環境省の言うことは信用できません。だから、環境省の言うエビデンスというのは私は信用していません。

それから、全協でもあったんですけども、作業員の更衣室というか、脱ぎ着する場所も設計の中に入っていないというのは、作業員を軽視する、それも環境省の考え方なんです。それではだめなんです。作業員の健康を守らなきゃいけないし、それもちゃんと入っているんであれば、少しそれは評価するんですけども、全くそれもないので評価できません。

原子力の事故ということはそういうことで、幾ら費用がかかっても何でもやるべきことはきちんとやらないと誰も幸せなことはないわけで、慎重には慎重を重ねて対応をしていかなければならないと思えます。それで反対とします。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 補正予算（第10号）の賛成討論を行います。

農林系汚染廃棄物の処理経費については、経緯、経過を聞いてみますと、諸手を挙げて納得いくような内容ではなく事務的なミスも多々あって、今後、反省しなければならないことが多い内容と思えます。

それから、自治体間の運営の件についても、これからは広域的なサービスが重要視されていくと言われている

中、隣町とのコンセンサスといいますか、そういうこともできかねたということに対しても非常に強い失望の念を禁じ得ないわけであります。

しかし、ここ10年近い放射性の汚染稲わら等を農家の方々が保管している、その長期間の苦しさ、不安感、そういうことを思えば、委託料も補正もしないでできる限り、農家の方々の軒先から処理場のほうに運び込むという思いもあるようでございますので、そういうところを早く払拭してもらうことが先決ではないかと思しますので、今回の補正の10号については賛成といたします。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） この問題は、何回か反対討論しておりますけれども、令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）につきまして反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算案、担当課の職員の事務手続の手違いというか、ミスというか、そういった点で増額補正というふうになったわけでございますけれども、先ほど質疑の中でも防護壁、3メートルは超えますけれども、やはり危険なものであるというところで、立地的にも強風が吹くような、今日のように吹くような立地場所に稲わらを持っていくということでもかなり安全性の面でも危険、安全性の点でも問題があるかなと思っております。

依然として町民の健康の不安を払拭したわけではありませんので、私はこの補正予算に対しては引き続き町民の健康、そして、子供の健康のために反対の意思を貫いていきたいと思っております。

以上で反対討論といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第86号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎休会の宣告

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会12月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日12月22日から12月28日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月22日から12月28日までの7日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時24分